厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会福祉法人制度改革について

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日
参議院可決：平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、
・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1．社会福祉法人制度の改革

（1）経営組織のガバナンスの強化
○　議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

（2）事業運営の透明性の向上
○　財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

（3）財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)
○　役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
○　「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等　②建物の建替、修繕に要する資金　③必要な運転資金　④基本金及び国庫補助等特別積立金
○　「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

（4）地域における公益的な取組を実施する責務
○　社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

（5）行政の関与の在り方
○　所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2．福祉人材の確保の促進

（1）介護人材確保に向けた取組の拡大
○　福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

（2）福祉人材センターの機能強化
○　離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

（3）介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
○　平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

（4）社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
○　退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
○　被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を２年以内から３年以内に延長
○　障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年４月１日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年４月１日、２の(3)は公布の日（平成28年３月31日）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○　公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

□　理事・理事長に対する牽制機能の発揮
□　財務会計に係るチェック体制の整備

○　議決機関としての評議員会を必置　※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
○　役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
○　親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
○　一定規模以上の法人への会計監査人の導入　　等

2. 事業運営の透明性の向上

□　財務諸表の公表等について法律上明記

○　閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
○　財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備　　等

3. 財務規律の強化

①　適正かつ公正な支出管理の確保
②　いわゆる内部留保の明確化
③　社会福祉事業等への計画的な再投資

①　役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止　等
②　純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
③　再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討）　　等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

□　社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

○　社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定　※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

□　所轄庁による指導監督の機能強化
□　国・都道府県・市の連携を推進

○　都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
○　経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
○　都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備　　等

１．経営組織の在り方について

○　社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

	＜改正前＞	＜改正後＞
理事 理事長 理事会	●理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。 ●理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。 （注）理事会、理事長は通知に規定が置かれている。	●理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。 ●理事等の義務と責任を法律上規定。
評議員 評議員会	●評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。 （審議事項） ・定款の変更 ・理事・監事の選任　等	●評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。 ※小規模法人について評議員定数の経過措置 （決議事項） ・定款の変更 ・理事・監事・会計監査人の選任、解任 ・理事・監事の報酬の決定　　等
監事	●監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。	●監事の権限、義務（理事会への出席義務、報告義務等）、責任を法律上規定。
会計 監査人	●資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている（通知）。	●一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け（法律）。

2．運営の透明性の確保について

○ 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
- 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
- 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
- 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること

○ 既に通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。

○ 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革実施計画
	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公告・公表	公表
事業報告書	○	－	○	－	○	－	－
財産目録	○	－	○	－	○	－	－
貸借対照表	○	○（通知）	○	○	○	○	○（通知で措置済）
収支計算書（事業活動計算書・資金収支計算書）	○	○（通知）	○	○	○	○	○（通知で措置済）
監事の意見を記載した書類	○	－	○	－	○	－	－
現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。）	－	○（通知）	○	○	○	－	○
役員区分ごとの報酬総額	－	－	○（※）	○（※）	○	－	○
定款	－	－	○	○	○	－	－
役員報酬基準	－	－	○	○	○	○	－
事業計画書	－	－	○	－	○	－	－

（※）現況報告書に記載

３．社会福祉法人の財務規律について

○　社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
○　社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

資産から負債（借入金等）や基本金を控除し、現に活用可能な資産を算出。

【活用可能な財産】

資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金

－

【①事業用不動産等】

財産目録上の事業用不動産等の合計額

社会福祉事業等に活用している不動産の帳簿価格。

事業継続に必要な財産（＝控除対象財産）

【②将来の建替費用等】

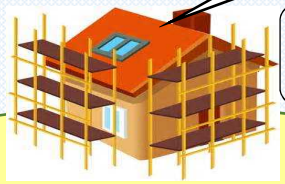

施設の将来の建替とそれまでの間の大規模修繕に係る費用等

減価償却累計額×建設単価等上昇率×自己資金比率（22%）等

【③運転資金】

年間支出の3月分

緊急な支払い等に備えるための運転資金

＝

社会福祉充実財産が生じた場合のみ

「社会福祉充実計画」を策定し、計画的に、既存事業の充実又は新規事業に活用。

【再投下対象財産】
（社会福祉充実財産）
※　法律上は社会福祉充実残額

【社会福祉充実計画の策定】

（社会福祉充実財産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第１順位：社会福祉事業

第２順位：地域公益事業

第３順位：公益事業

４．「地域における公益的な取組」について

○　平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条　（略）
２　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】

地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

（留意点）
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

（留意点）
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

（在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど）

（留意点）
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金で提供されること

（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など）

○　**社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒　各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行

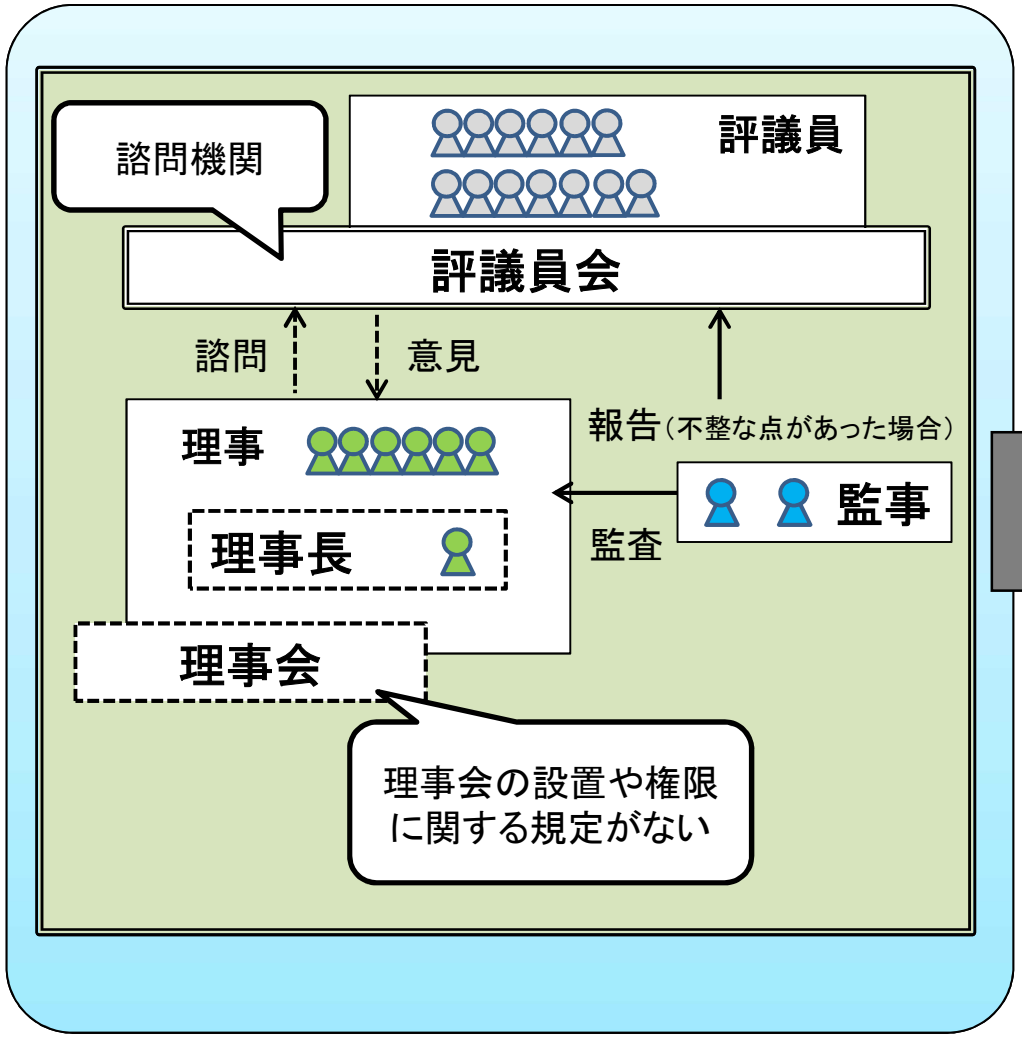

改正後

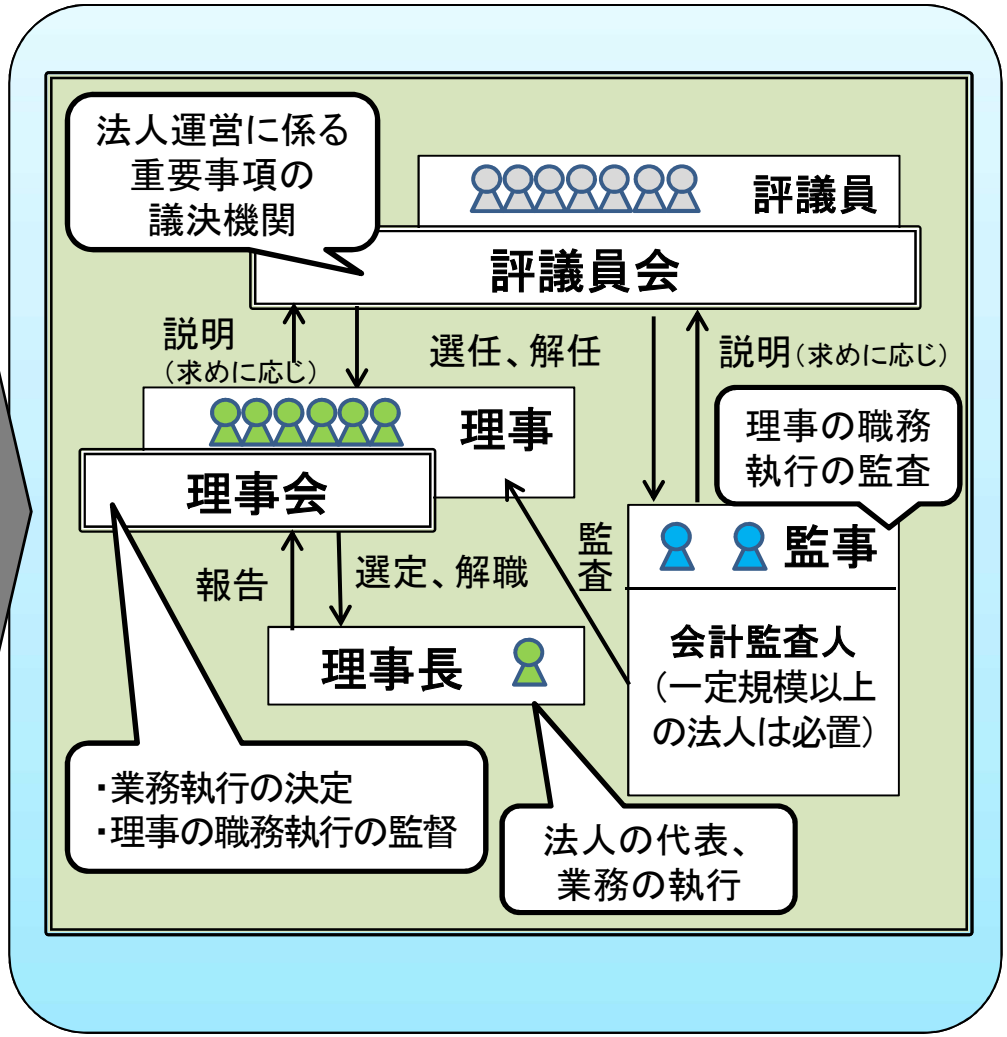

評議員・評議員会の改正のポイント

		（現行）	（改正後）
評議員会	位置付け	諮問機関（原則）	法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員の選任、解任　等
	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。	必置
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
	員数	13名以上 （理事の定数（6名以上）の2倍を超える数）	7名以上 （理事の員数（6名以上）を超える数） ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上（平成27年度収益が4億円以下の法人）
	理事との兼務	可能	不可
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限（理事と同様）	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	理事会の同意を得て、理事長が委嘱	定款で定める方法（例：評議員選任・解任委員会）によって選任 ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

評議員会・理事会について

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	業務執行の決定機関 〇以下の職務を行う。（法第45条の13第2項） ・社会福祉法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職	運営に係る重要事項の議決機関 〇社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）
決議事項	・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・重要な財産の処分及び譲受け ・多額の借財 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備 ※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引 ・計算書類及び事業報告等の承認 ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除 ・その他の重要な業務執行の決定	・理事、監事、会計監査人の選任 ・理事、監事、会計監査人の解任★ ・理事、監事の報酬等の決議 ・理事等の責任の免除（全ての免除（※総評議員の同意が必要）、一部の免除）★ ・役員報酬等基準の承認 ・計算書類の承認 ・定款の変更★ ・解散の決議★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）★ ・社会福祉充実計画の承認 ・その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項 ※ 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。

理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

○　法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。

○　民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。

○　このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。

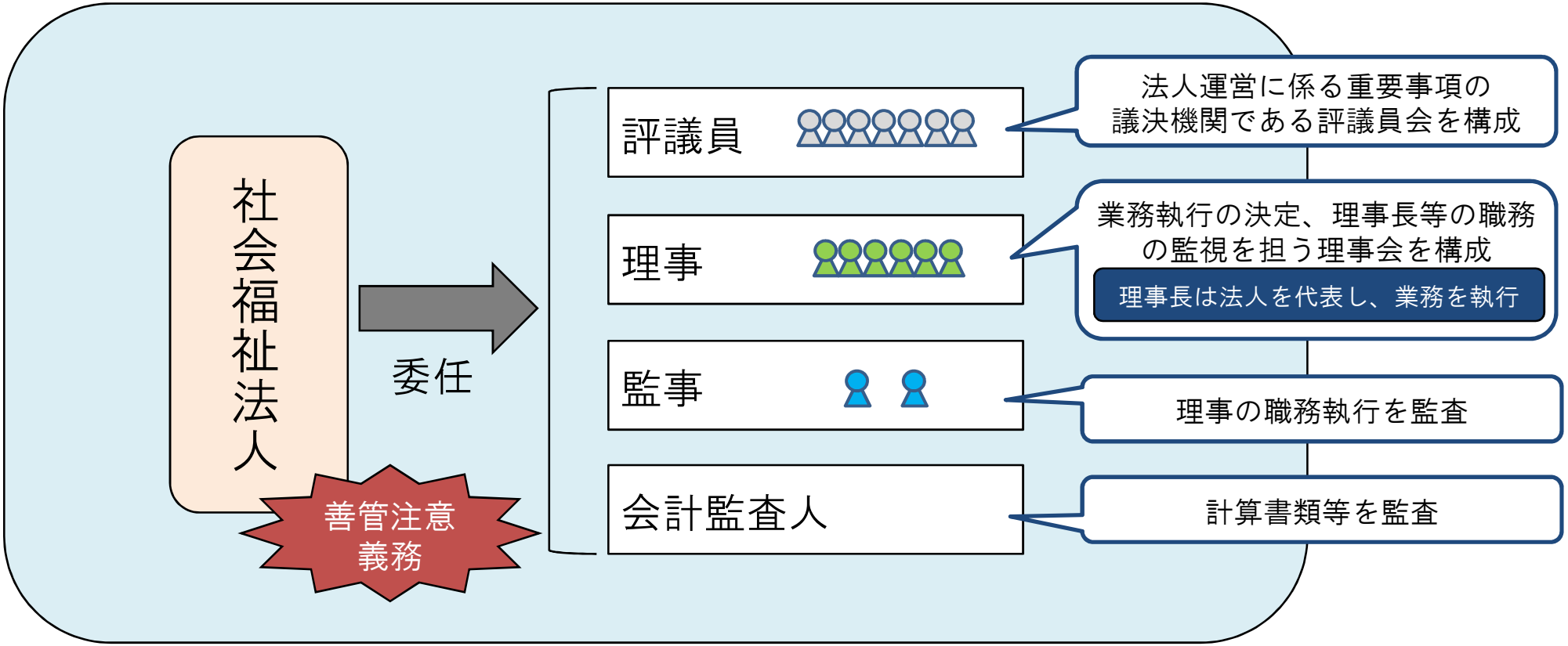

評議員・理事・監事・会計監査人について①

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） ※　経過措置（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が４億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に応じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	・　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。 ①　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号） ②　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号） ③　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）	・　監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第5項）。 ①　社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号） ②　財務管理について識見を有する者（同項第2号）	・　会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。 ・　公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。
選任・解任方法	定款で定める方法 （法第31条第1項第5号） ※　外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※　理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第5項）	・　理事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）	・　監事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）。 ・　理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。	ア　会計監査人の選任 ・　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。 ・　理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 イ　会計監査人の解任 ・　会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。 ①　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ②　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 ③　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 ・　理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。 ・　監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。

評議員・理事・監事・会計監査人について②

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	・　選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第41条第1項） ・　定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能（同項ただし書） ・　定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。	・　理事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・　ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・　また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。	・　監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。 ・　ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。 ・　また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。	・　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条の3第1項）。 ・　定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。
欠員が生じた場合の措置	・　平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する（法第42条第1項）。 ・　また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第２項）。	・　平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。 ・　また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。	理事と同様	・　会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。 ・　なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

評議員・評議員会

○　評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。

○　従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。

○　なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。

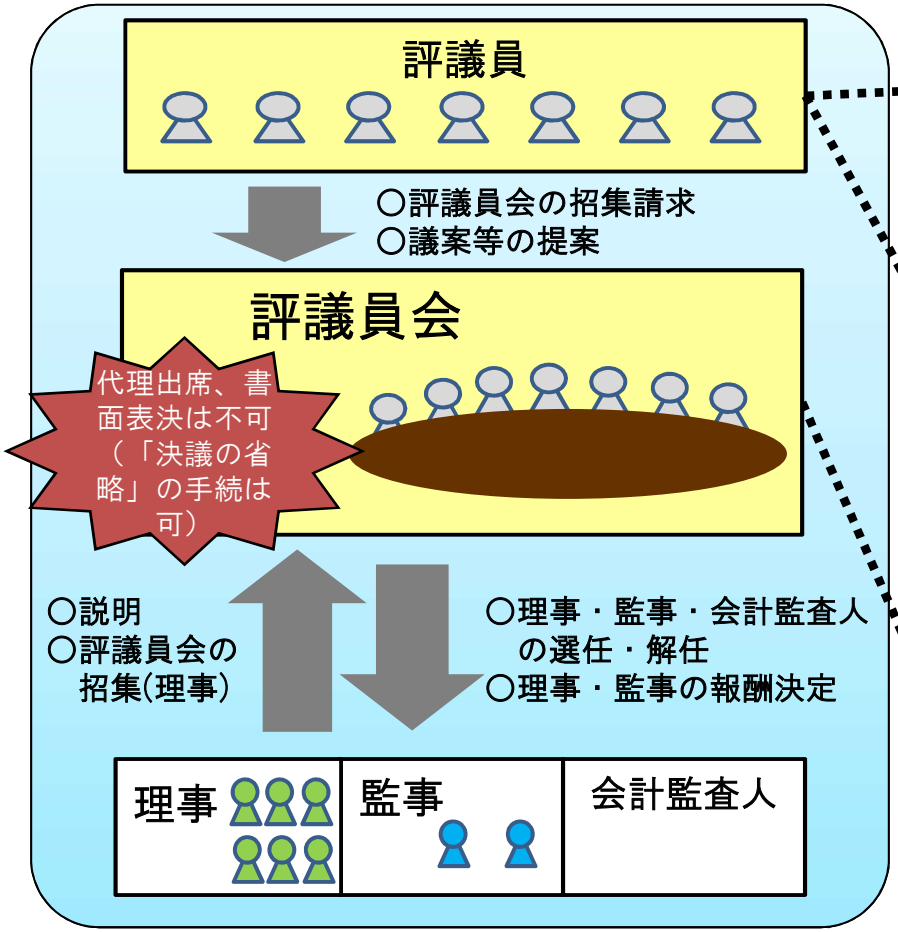

【評議員の選任・解任】
・　定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

【評議員の権限（主なもの）】
・　評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
・　議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の４週間前まで）
・　議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

【評議員の義務】
・善管注意義務

【評議員の責任】
・損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限（主なもの）】
・理事、監事、会計監査人の選任・解任
・定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

評議員の選任方法（運用）

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。
理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

評議員の選任方法の例

定款変更案の決定
※法定事項

→

所轄庁による定款変更の認可
※法定事項

→

理事会による評議員選定委員会の設置

理事会による評議員候補者の推薦

理事会による推薦理由※の説明
※経歴、役員等との関係を含む。

選定委員会による審議・決議

評議員選任・解任委員会のイメージ

定款例（抜粋）

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

Q&A

問　評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか

答　評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問　理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

答　理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第３１条第５項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問　評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。

答　事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）がなることは可能である。

問　評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

答　監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

（参考）評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係

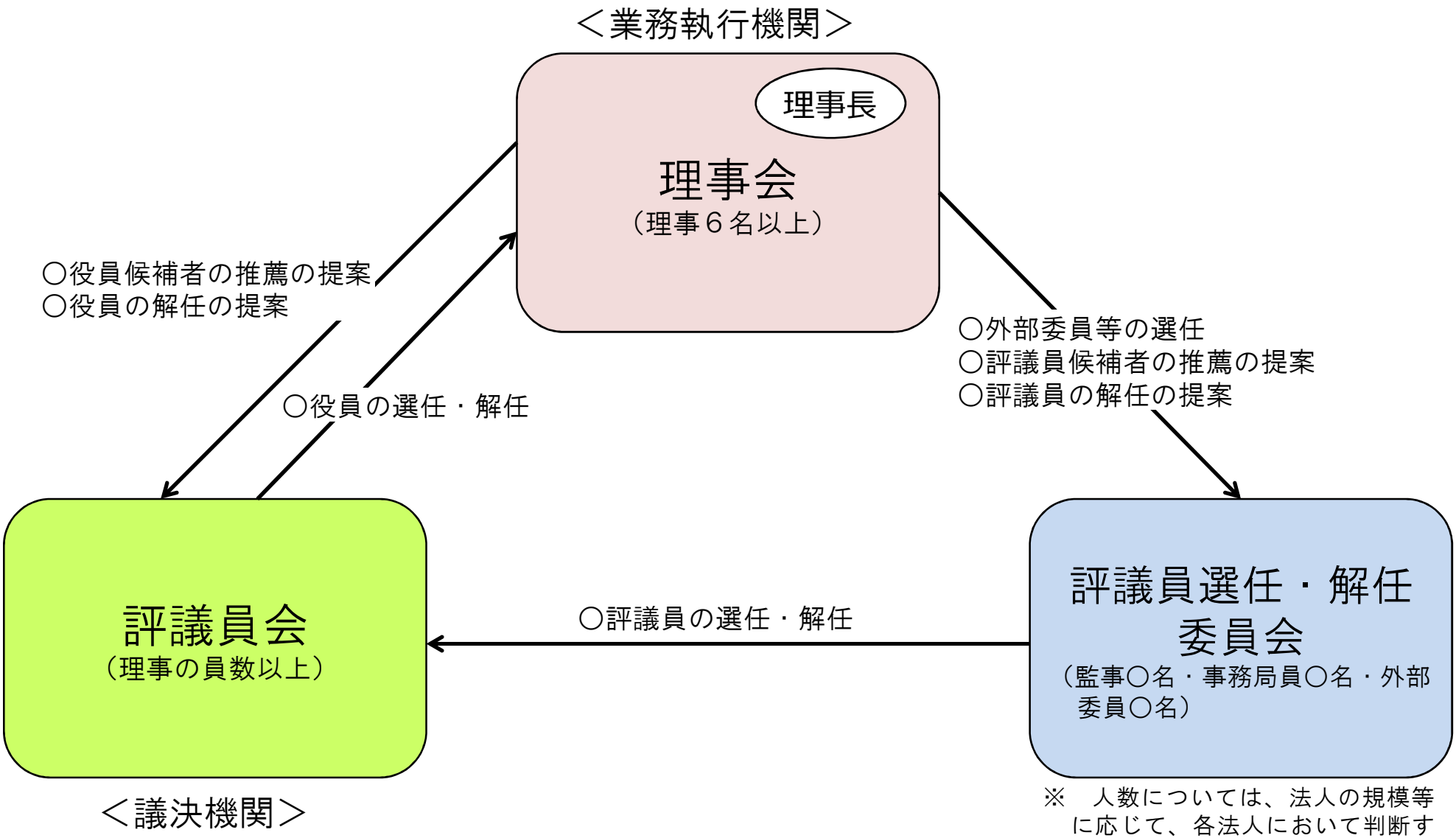

※　人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断する（外部委員を含む３名以上）。

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

○　法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条　評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

○　この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

Q&A

問　当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。
答　可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。

問　当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。
答　法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

地域における評議員の確保を支援する仕組み

○　社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。

○　地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。

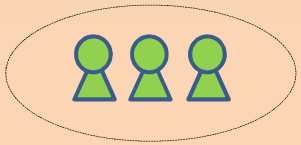

評議員会

社会福祉法人

相談

情報の提供

自治体

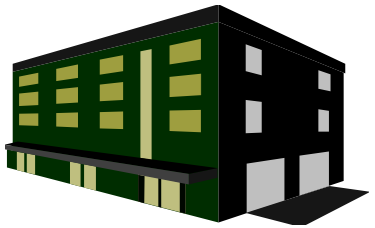

社会福祉協議会

＜所轄庁＞

○　法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行う（法人の自主性・自律性を阻害しないことに配慮が必要）。

＜所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県＞

○　社会福祉協議会が行う取組を支援する。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

＜市区町村社会福祉協議会＞

○　担当者（部署）を決定し、法人からの要請に応じて、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報提供　等

＜都道府県・指定都市社会福祉協議会＞

○　担当者（部署）を決定し、市区町村社協に対する支援を実施。専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供。

○　社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置　等

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

理事

① 理事長の職務及び権限等

○ 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。

○ 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。※業務執行理事も同様

② 業務執行理事の職務及び権限等

○ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

○ 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。

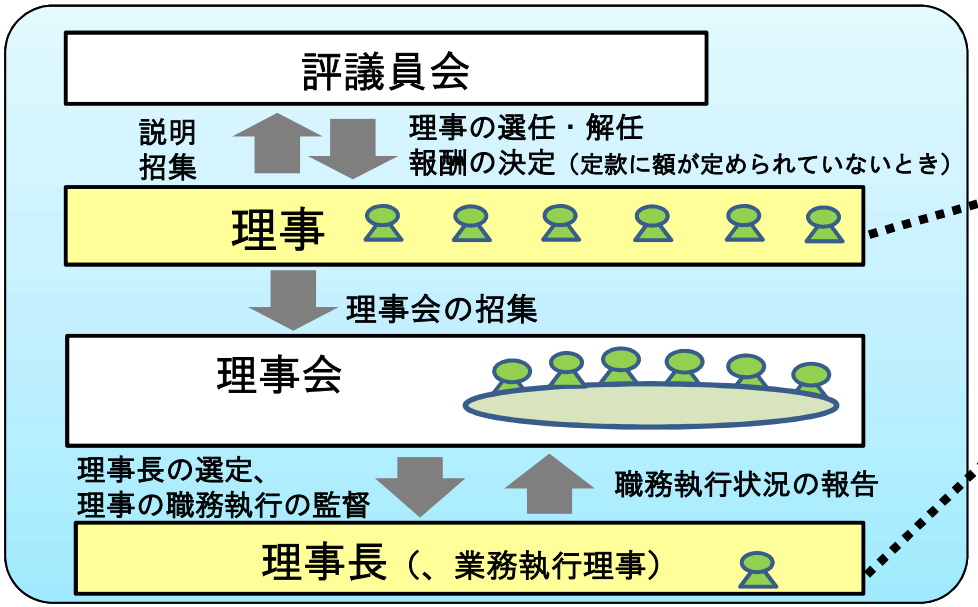

【理事の義務（主なもの）】
- 善管注意義務、忠実義務
- 利益相反取引の制限
- 評議員会における説明義務
- 監事に対する報告義務

【理事の責任（主なもの）】
- 法人に対する損害賠償責任
- 第三者に対する損害賠償責任
- 特別背任罪、贈収賄罪

【理事長の権限】
- 法人の代表、業務の執行

【理事長の義務（主なもの）】
- 理事会への職務執行状況の報告義務

監事

○　監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
○　監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。

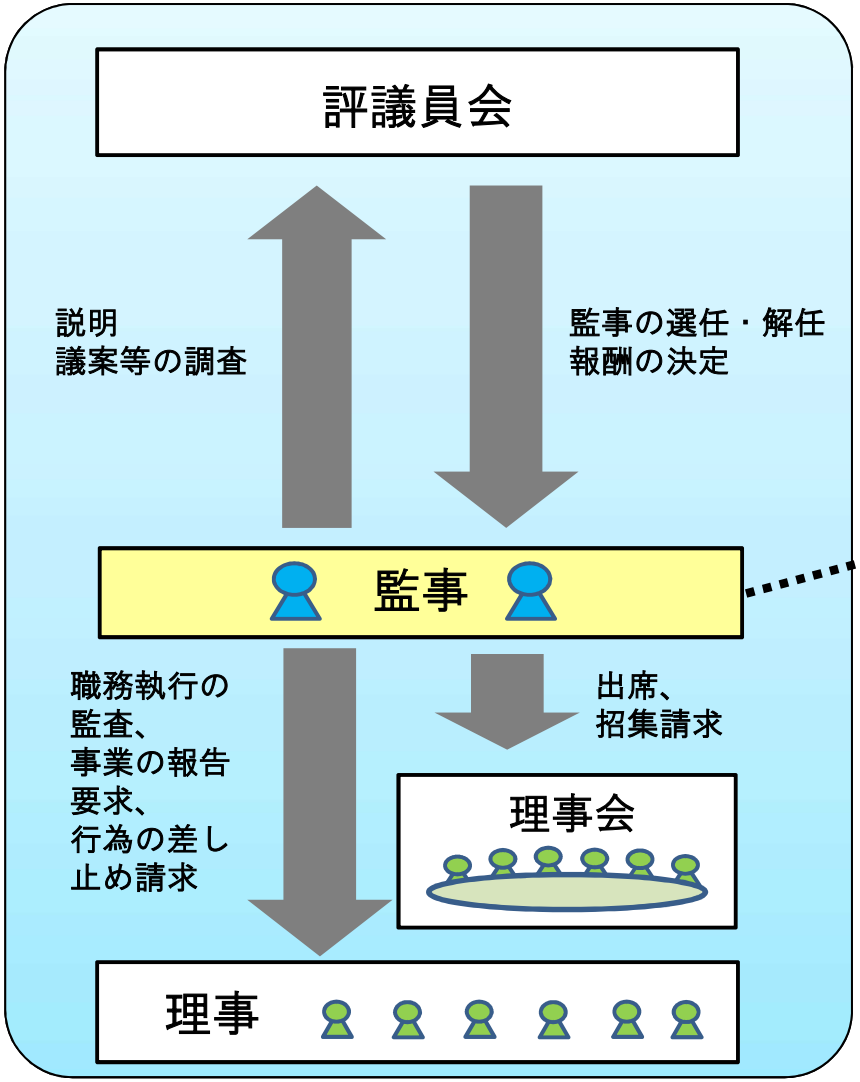

【監事の権限（主なもの）】
・理事の職務執行の監査、監査報告の作成
・計算書類等の監査
・事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
・理事会の招集請求
・理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
・会計監査人の解任

【監事の義務（主なもの）】
・善管注意義務　（→理事と同じ）
・理事会への出席義務
・理事会への報告義務　（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
・評議員会の議案等の調査・報告義務　（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
・評議員会における説明義務　（→理事と同じ）

【監事の責任】
・損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

理事会

〇理事会の権限等

・　理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。

・　法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

①　理事会の職務

（ア）業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）

（イ）理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）

（ウ）理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

②　理事に委任することができない事項

・　社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

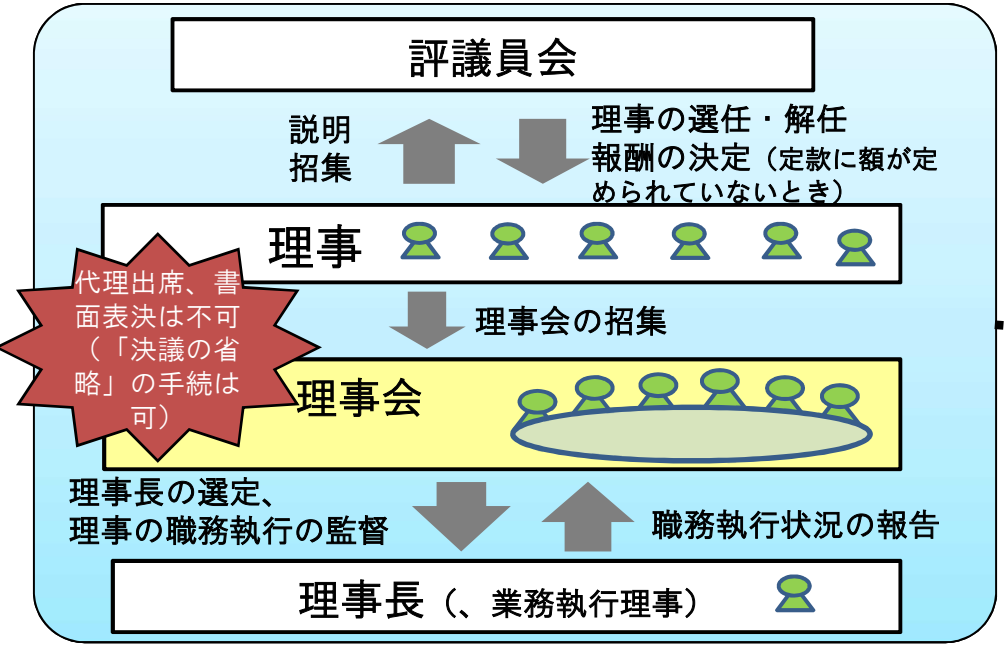

【理事会の権限（主なもの）】

・法人の業務執行の決定

・理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職

・利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認

※　以下の重要事項の決定は理事に委任できない。

①　重要な財産の処分及び譲受け

②　多額の借財

③　重要な役割を担う職員の選任及び解任

④　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

⑤　内部管理体制

⑥　定款の定めに基づく役員等の責任の免除

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

会計監査人

○　会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。

○　会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。

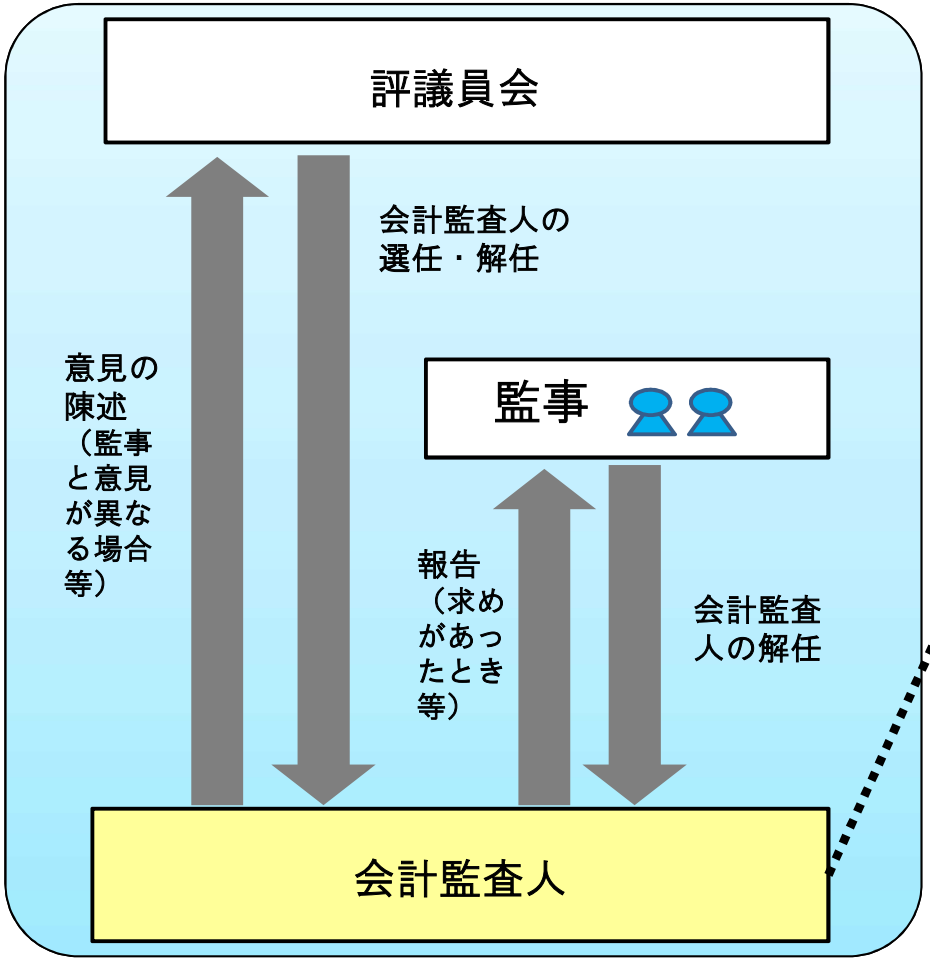

【会計監査人の権限（主なもの）】
・計算書類等の監査
・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
・定時評議員会における意見の陳述　（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

【会計監査人の義務（主なもの）】
・善管注意義務　（→理事と同じ）
・監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
・定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

【会計監査人の責任】
・損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※　会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。

会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

(1)計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

【計算書類】

①法人単位

【第1様式】
- ○法人単位貸借対照表
- ○法人単位資金収支計算書
- ○法人単位事業活動計算書

②事業区分別

【第2様式】
- ○貸借対照表内訳表
- ○資金収支内訳表
- ○事業活動内訳表

【第3様式】
- ○事業区分貸借対照表内訳表
- ○事業区分資金収支内訳表
- ○事業区分事業活動内訳表

③拠点区分別

【第4様式】
- ○拠点区分貸借対照表
- ○拠点区分資金収支計算書
- ○拠点区分事業活動計算書

【附属明細書】

- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書

法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目を証明範囲とする。

- ・基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書
- ・授産事業費用明細書

※　法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

会計監査人監査に係るスケジュール例

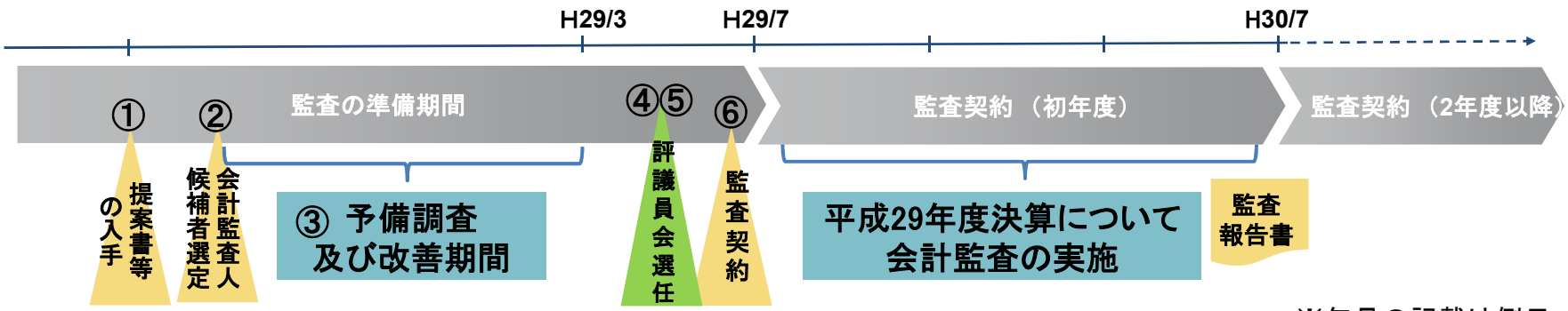

※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議　平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任　平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結　平成29年6月～7月

※　会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

内部管理体制について

1．概要

○　一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

2．内部管理体制の内容

※　一定規模については、会計監査人と同様。

○　内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である（施行規則第2条の16）。

①　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
③　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
④　職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑤　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
⑥　⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
⑦　監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑧　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
⑨　⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑩　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
⑪　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

＜法人における作業の流れ＞

①　内部管理体制の現状把握
・　内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

→

②　内部管理体制の課題認識
・　現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

→

③　内部管理体制の基本方針の策定
・　法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

→

④　基本方針に基づく内部管理体制の整備
・　基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

社会福祉法人の役員等の兼務について

1．法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× （公認会計士法）	× （公認会計士法）	× （公認会計士法）	× （公認会計士法）
監事	× （公認会計士法）		× （社福法第44条第2項）	× （社福法第40条第2項）	× （社福法第44条第2項）
理事	× （公認会計士法）	× （社福法第44条第2項）		× （社福法第40条第2項）	○
評議員	× （公認会計士法）	× （社福法第40条第2項）	× （社福法第40条第2項）		× （社福法第40条第2項）
職員	× （公認会計士法）	× （社福法第44条第2項）	○	× （社福法第40条第2項）	

2．評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○
	記帳代行業務・税理士業務	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○
	業務執行に当たる場合	×	×

	会計監査人
記帳代行業務	×
税理士業務	×

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者

A社会福祉法人

役員等

役員

理事（6名以上）

※理事のうちには、各理事と、親族等特殊関係者が3人を超えて含まれてはならない
※各理事並びに当該理事と、親族等特殊関係にある者が理事総数の3分の1を超えてはならない。

兼職禁止

監事（2名以上）

※監事のうちには、各役員と、親族等特殊関係者が含まれてはならない。

兼職禁止

兼職禁止

評議員（理事定数を超える数）

※評議員のうちには、各評議員と、親族等特殊関係者が含まれてはならない。
※評議員のうちには、各役員と、親族等特殊関係者が含まれてはならない。

A法人の理事・監事・評議員と右の特殊関係にある者は選任不可（理事の場合は1/3まで）

親族等の特殊の関係がある者
（親族等特殊関係者）

- 配偶者
- 3親等内の親族
- 事実上婚姻関係と同様の者
- 役員・評議員に雇用される者
- 役員・評議員から受ける金銭等により生計を維持する者
- A法人の評議員・理事・監事が役員等※1となっている他の法人（社福除く。）※2
  - 役員等※1
  - 職員

親族：配偶者、3親等内の親族（生計を一）

…法律で定める者　…省令で定める予定の者

（※1）法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事など法人の経営に従事している者（評議員は含まれない。）
（※2）当該理事等を含め1/3までは兼務可能

評議員の特殊関係者①

問　A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。
可能な場合、人数制限はあるのか。

（答）
1．人数に制限なく兼務可能である。

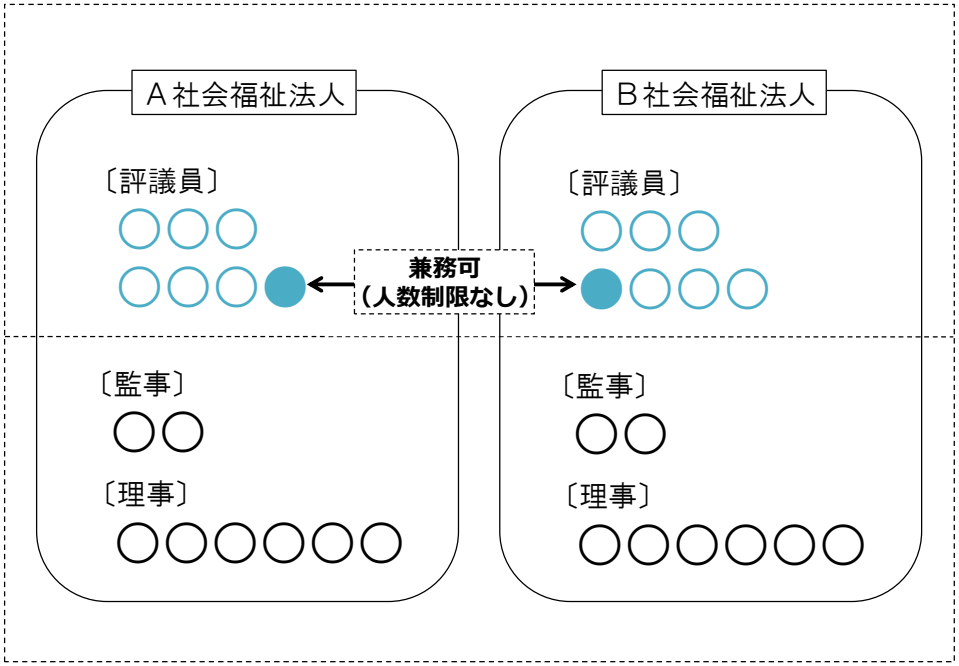

問　A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

（答）
1．可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

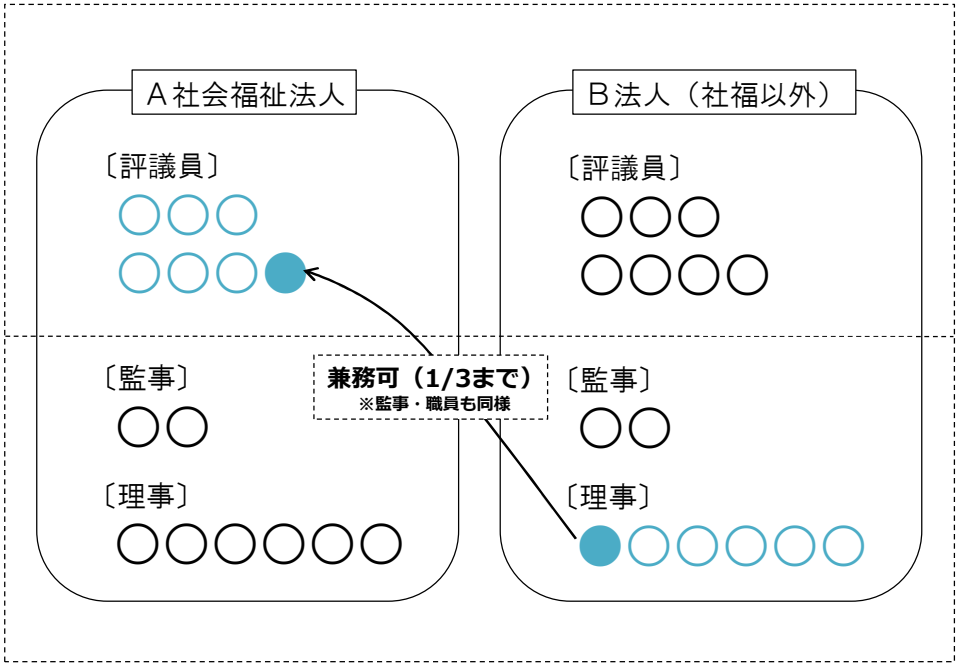

評議員の特殊関係者②

問　A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

（答）

1．人数に制限なく兼務可能である。（図１）

2．ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。（図２）

（図２）

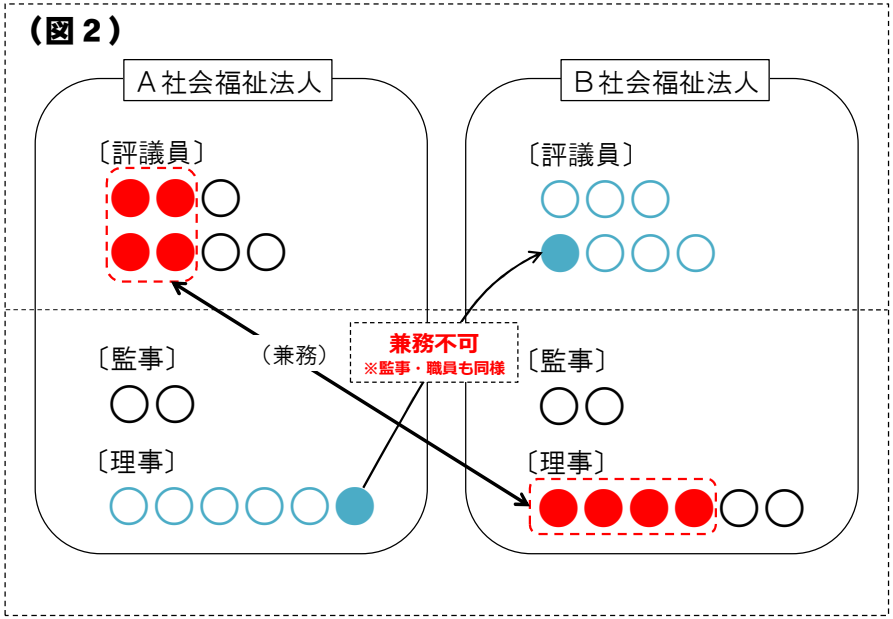

（図１）

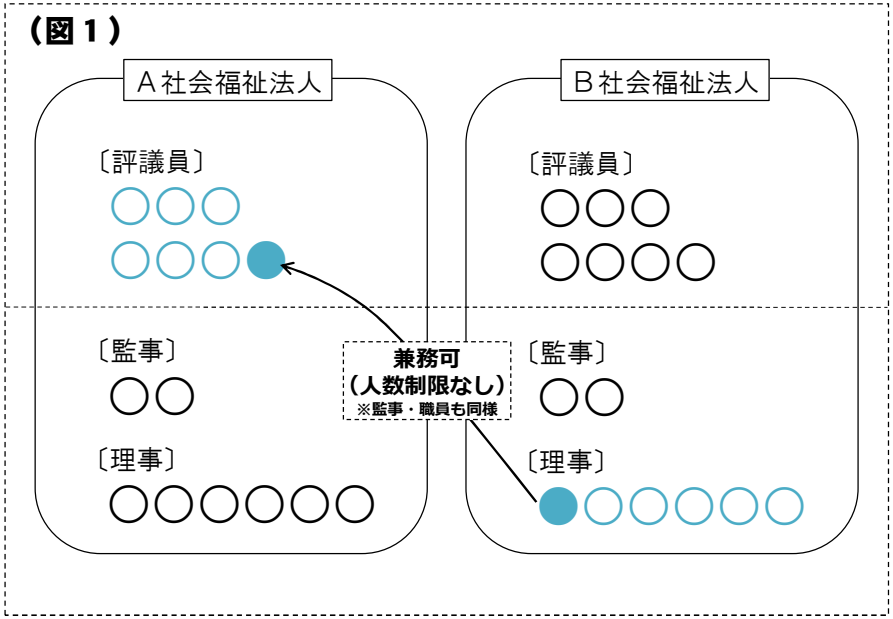

（参考）

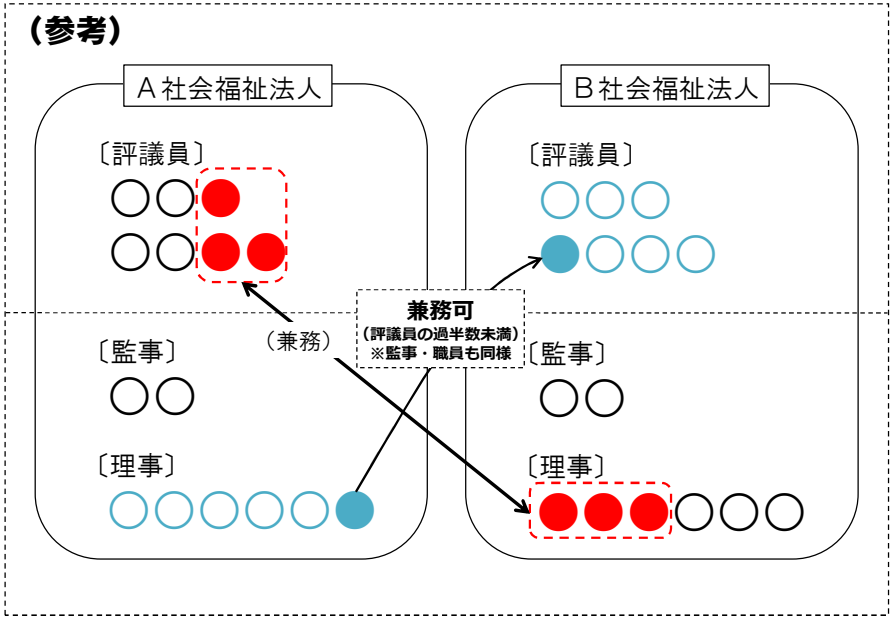

１．経営組織のガバナンスの強化

① 社会福祉法人の各機関について

② 評議員・評議員会について

③ 理事・監事及び理事会について

④ 会計監査人について

⑤ 内部管理体制について

⑥ 役員等の兼務について（特殊関係者含む）

⑦ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

【評議員の報酬】
○　評議員の報酬は定款で定めなければならない。

【理事の報酬】
○　理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

【監事の報酬】
○　監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
○　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなる。

【会計監査人の報酬】
○　会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

【区分ごとの報酬総額の公表】
○　理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表。

Q&A

問　理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答
1．（略）個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

２．事業運営の透明性の向上

社会福祉法人の書類等について

			作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表	
			有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号
	計算書類の附属明細書		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	―	
	事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	―	
	事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	―	
	監査報告（会計監査報告を含む）		○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	―	
財産目録等	財産目録		○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	―	
	役員等名簿（役員等の氏名及び住所を記載した名簿）		○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
	報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）		○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	―	
		算定シート	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	―	
社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合のみ）			○	法第55条の2第1項	―		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準

※１　△は定款で作成することになっている場合
※２　上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。

３．社会福祉充実残額の算定と
社会福祉充実計画の策定について

「社会福祉充実財産」の算定式

○　社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。

【①活用可能な財産】

資産－負債－基本金
－国庫補助金等特別積立金

－

【社会福祉充実財産】

＝①-（②＋③＋④）

＝

社会福祉充実計画を策定し、原則５年間（最大10年間）で既存事業や新規事業に再投資

※　やむを得ない事由がある場合は、財産の全額を活用しない（概ね1/2以上を活用）ことが可能。

【控除対象財産】

②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

＋

③再取得に必要な財産

＋

④必要な運転資金

財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額○円 － 対応基本金○円 － 国庫補助金等特別積立金○円 － 対応負債○円

〈ア　将来の建替に必要な費用〉
（建物に係る減価償却累計額○円 × 建設単価等上昇率） × 一般的な自己資金比率22%又は建設時の自己資金比率（22%を上回る場合）

〈イ　建替までの間の大規模修繕に必要な費用〉
（建物に係る減価償却累計額○円 × 一般的な大規模修繕費用割合30%） － 過去の大規模修繕に係る実績額○円

〈ウ　設備・車両等の更新に必要な費用〉
減価償却の対象となる建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額○円

年間事業活動支出の３月分○円

※　【計算の特例】上記にかかわらず、③＋④合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、②＋年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の使途について

○　再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その使途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】
（社会福祉充実財産）

【第１順位：社会福祉事業】

【職員処遇の改善】

【新たな人材の雇入れ】

【既存建物の建替】

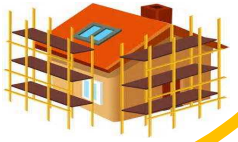

等

原則、社会福祉充実財産の全額について、5年間で計画的に再投資。ただし、合理的な理由がある場合は、計画期間を10年まで延長可能。

【第２順位：地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】

【制度の狭間に対応する包括的な相談支援】

【移動支援】

等

【第３順位：公益事業】

【介護人材の養成事業】

【ケアマネジメント事業】

【配食事業】

等

※　地域公益事業は、支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

※　公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。

① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に応じて使途の変更が可能。

社会福祉充実計画の概要

○　社会福祉充実計画については、社会福祉充実財産が生じる場合に、法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その使途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から、策定するもの。

事項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	①　法人の基本情報 ②　社会福祉充実残額の推移 ③　各年度における事業概要及び事業費 ④　資金計画 ⑤　事業の詳細　等
計画の実施期間等	原則５年で社会福祉充実財産の全額を再投下。 これにより難い合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を１０年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。
計画に位置付けるべき事業の種類	以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。 ①　社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） ②　地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要する住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） ③　①及び②以外の公益事業
計画の公表	計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント

①社会福祉充実財産の算定

（財産あり）

（財産なし）

社会福祉充実財産の算定結果の届出

②社会福祉充実計画原案の作成

（地域公益事業を行わない場合）

（地域公益事業を行う場合）

③地域協議会等からの意見聴取
（法第55条の2第6項）

④公認会計士・税理士等からの意見聴取
（法第55条の2第5項）

⑤評議員会の承認
（法第55条の2第7項）

⑥所轄庁への申請

⑦計画に基づく事業実施

【ポイント１】
○　社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント２】
○　控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、実際上又は会計上の使途を限定するものではない。

【ポイント３】
○　計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の使途を「見える化」するために行うもの。
○　計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
○　社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な使途に活用可能。

【ポイント４】
○　計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、５年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の１０年までの延長が可能。

【ポイント５】
○　所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

【ポイント６】
○　計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

「社会福祉充実計画」の様式例

平成〇年度～平成〇年度　社会福祉法人〇〇　社会福祉充実計画

１．基本的事項

法人名		法人番号	
法人代表者氏名			
法人の主たる所在地			
連絡先			
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日			
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日			
評議員会の承認年月日			

会計年度別の社会福祉充実残額の推移（単位：千円）	残額総額（平成〇年度末現在）	１か年度目（平成〇年度末現在）	２か年度目（平成〇年度末現在）	３か年度目（平成〇年度末現在）	４か年度目（平成〇年度末現在）	５か年度目（平成〇年度末現在）	合計	社会福祉充実事業未充当額
うち社会福祉充実事業費（単位：千円）								
本計画の対象期間								

２．事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
１か年度目						
	小計					
２か年度目						
	小計					
３か年度目						
	小計					
４か年度目						
	小計					
５か年度目						
	小計					
合計						

※　欄が不足する場合は適宜追加すること。

３．社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
①　社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
②　地域公益事業	
③　①及び②以外の公益事業	

４．資金計画

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計							
	財源構成	社会福祉充実残額						
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

５．事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 （概算）		
	合計	〇〇千円（うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円）

地域協議会等の意見と その反映状況	

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

６．社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が５か年度を超える理由

公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実財産の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書

手　続　実　施　結　果　報　告　書

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人　○○

理事長　○○○○　殿

確認者の名称　　印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○　社会福祉充実計画」(以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の２第５項により、以下の手続を実施した。

１．手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。

② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

２．実施した手続

① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。

④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。

⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。

⑥ 社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算を行う。

３．手続の実施結果

① ２の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。

② ２の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。

③ ２の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。

④ ２の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。

⑤ ２の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。

⑥ ２の⑥について、社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

４．業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

５．配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

（注）公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針４４００「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以　上

地域協議会について

○　社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。

所轄庁は、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制を整備。

【地域協議会における協議事項】
① 地域の福祉課題に関すること
② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
④ 関係機関との連携に関すること

※　さらに、
①　地域公益事業の実施状況の確認、助言
②　地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
③　地域の関係者の連携の在り方
などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望まれる。

【所轄庁】

社協等への運営の委託可

【社会福祉法人】

【地域公益事業を内容とする社会福祉充実計画】

地域協議会

※　既存の会議体を有効に活用

【市町村福祉担当職員】

【学識有識者】

【福祉関係者】

【保健医療関係者】

【自治会等住民代表】

【民生･児童委員】

【ボランティア関係者】

【市町村社協】

【期待される効果】

- **地域課題の顕在化、共有**
- **地域の様々な取組間の連携強化**
- **地域に不足する新たな取組の創出**

介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映

４．地域における公益的な取組について

地域における公益的な取組を実施する責務

○　平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条　（略）
2　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

（留意点）
社会福祉と関連のない事業は該当しない

（在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど）

（留意点）
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金で提供されること

（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など）

（留意点）
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○　**社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒　各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

改正社会福祉法第２４条第２項について

○　社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。

○　既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。

○　その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

社会福祉法第24条第2項
　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

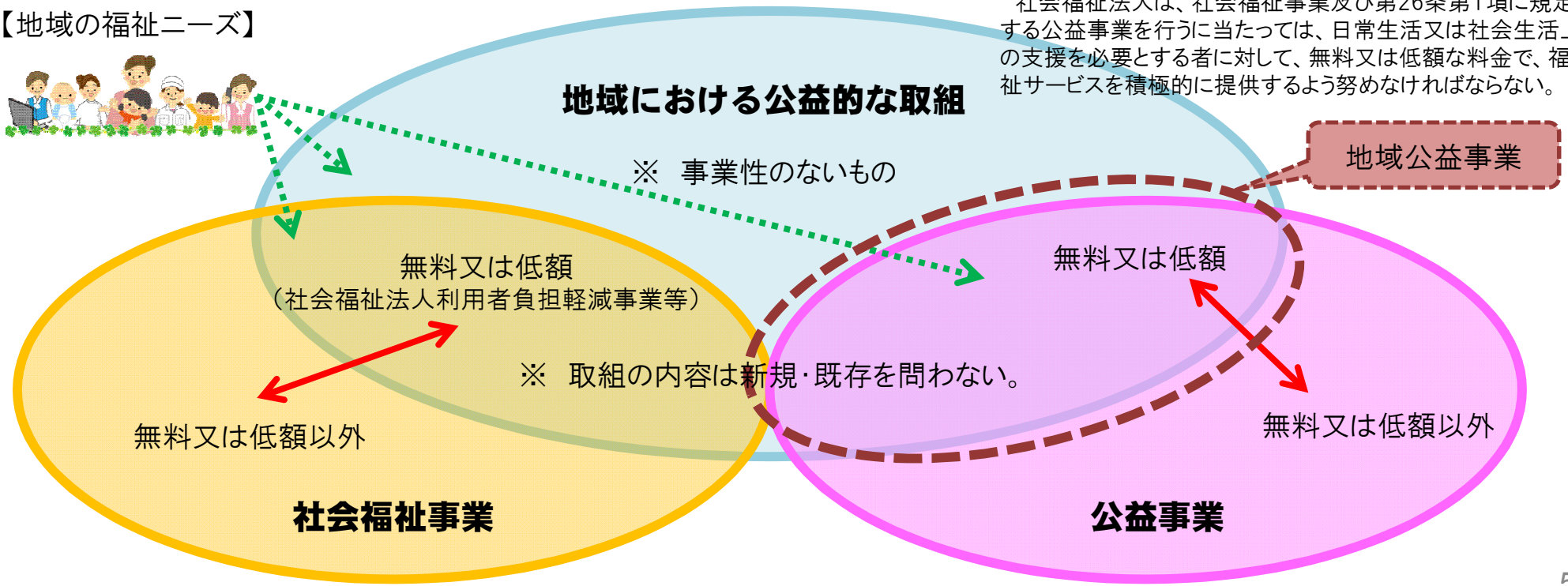

５．スケジュール等

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

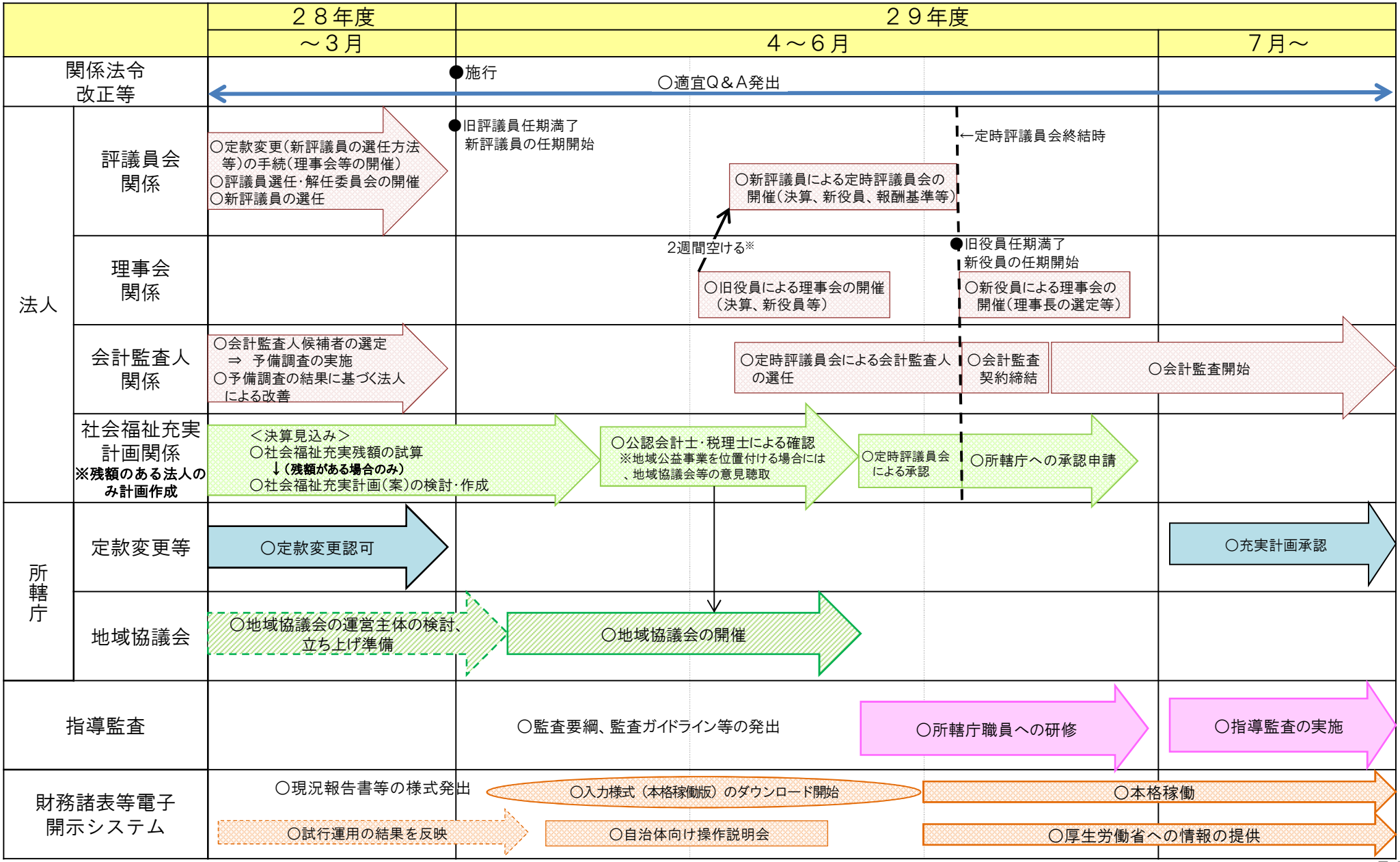

※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

平成28年会計年度の決算関係スケジュール（例）

注）あくまで、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していただきたい。

期間	月日	主要項目
毎会計年度終了後3月以内	3月31日	○決算期
4週間経過日（6月8日）まで	5月10日	○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事→各監事） ＜（必要に応じて）特定理事の選定（任意）＞
		○監事監査の実施 ・監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・業務監査及び会計監査の実施 ・監査報告の作成 ＜（必要に応じて）特定監事の選定（任意）＞
	5月29日	○監査報告の提出（特定監事→特定理事）
	5月31日	○理事会の開催（旧役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等※）の決定
2週間前の日から（中14日間）	6月1日	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
1週間前まで（中7日間）	6月1日	○定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供）
	6月16日	○定時評議員会の開催 ・計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・新役員の選任、報酬基準の承認等※
		○理事会の開催（新役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・理事長の選定等
		○理事長等の登記（理事長選定後２週間以内）
	6月30日まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

監事の監査報告について

計算関係書類・財産目録の監査

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第２条の27及び第２条の40第２項）。

- 監事の監査の方法及びその内容
- 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- 監査報告を作成した日

事業報告等の監査

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない（改正後社会福祉法施行規則第２条の36）。

- 監事の監査の方法及びその内容
- 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由　※初年度は該当なし。
- 監査報告を作成した日

＜監査報告書の様式例＞

※　計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

監査報告書

平成２９年○月○日

社会福祉法人○○福祉会
理事長　○○　○○　殿

監事　○○　○○　㊞
監事　○○　○○　㊞

私たち監事は、平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

①　事業報告等の監査結果

一　事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

②　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。